

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和元年度決算に基づく各指標を公表します。

北川村の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、下記のとおり早期健全化基準及び経営健全化基準を全て下回っています。

(健全化判断比率) (%)

指標	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0
実質公債費比率	-4.9	-4.8	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は赤字額がないため、「—」で表示しています。

(資金不足比率) (%)

特別会計の名称	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	—	20.0

※資金不足額がないため、「—」で表示しています。

【参考】

①実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち代替輸送特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率